事業推進の心　仮設労働安全新生プラン
陽のあたる安全文化の創造
もうよそう　ヒューマンエラーの他人事
築こう　安全足場で身近なしあわせ
めざそう　安心して暮らせる 心豊かな国創り

ACCESS新聞
Alliance Cooperation of Construction Equipment & Scaffolding for Safety
Vol. 99
編集・発行人　篠田伸夫
発行所
全国仮設安全事業協同組合本部
〒103－0001
東京都中央区日本橋小伝馬町15－18　日本橋ＳＫビル
ＴＥＬ03－3639－0641
ＦＡＸ03－3639－0640
北海道支部　〒004－0015　札幌市厚別区下野幌テクノパーク2－1－14　電話(011)899-3275　FAX(011)899-3276
東北支部　〒980-0802　仙台市青葉区二日町13-22-407（カルコスビル４Ｆ）　電話(022)713-6051　ＦＡＸ(022)713-6052
関東支部　〒103－0001　東京都中央区日本橋小伝馬町15－18(日本橋ＳＫビル５Ｆ)　電話(03)3639-1571　ＦＡＸ(03)3639-3980
北信越支部　〒950－0923　新潟市姥ヶ山6-5-26（臼木ビル2-B）　電話(025)257-0066　ＦＡＸ(025)257-0067
中部支部　〒457-8535　名古屋市南区浜田町1-10　２Ｆ　電話(052)614-0701　ＦＡＸ(052)614-0705
近畿支部　〒550－0006　大阪市西区江之子島１－６－８(シャンピア阿波座1003号)　電話(06)6443-5213　ＦＡＸ(06)6443-5214
中国支部　〒730－0016　広島市中区幟町3－55(幟町ゼネラルビル6Ｆ)　電話(082)511-2051　ＦＡＸ(082)227-2720
四国支部　〒769－2101　香川県さぬき市志度1883－１（大河原ビル202）　電話(087)814-2245　ＦＡＸ(087)814-2246
九州支部　〒811－2101　福岡県糟屋郡宇美町大字宇美字古野ノ口3426-9　電話(092)957-0032　ＦＡＸ(092)957-0033
ホームページhttp://www.kasetsuanzen.or.jp/ Eメールinfo@kasetsuanzen.or.jp　各都道府県の支所へのお問い合わせは、各ブロックの支部まで連絡ください。

発注者 受注者 専門工事業者 みんなで目指そう明るい建設産業

国土交通省官房技術審議官対談

改めよう〝ノーマルシー・バイアス〟「自分だけは事故に遭わない」心理

事故情報を広く開示し、分析と原因を究明し改善

具体的 科学的 専門性 いよいよ迎える足場の安全な技術革新時代

足場からの墜落災害等を防止する有効な対策を検討するために、厚生労働省の「足場からの墜落防止措置に関する調査研究会」（座長・三浦裕二日本大学名誉教授）で延べ10回にわたる会議の結果、このほど同省からとりまとめの報告書が出されました。それによると、▽人の墜落防止のためには足場の全段に二段手すり及びつま先板（幅木）を設けること▽物の飛来落下防止にはメッシュシートの設置▽足場の安全点検は、十分な知識と経験を有するものによる記名されたチェックリストの記録と保存、などの義務付けと指導通達の両面で明確に打ち出されました。さらに、手すり先行工法は全建設工事のすべての足場において強力に推進する方向が示されました。国土交通省の関克己大臣官房技術審議官は、今回の報告書を「安全の技術革新を具現化したもの」と指摘、組合が具体的、科学的に効果を証明した結果と評価しました。小野辰雄全国仮設安全事業協同組合理事長は同省を訪ね、関技術審議官と安全対策などについて対談しました。

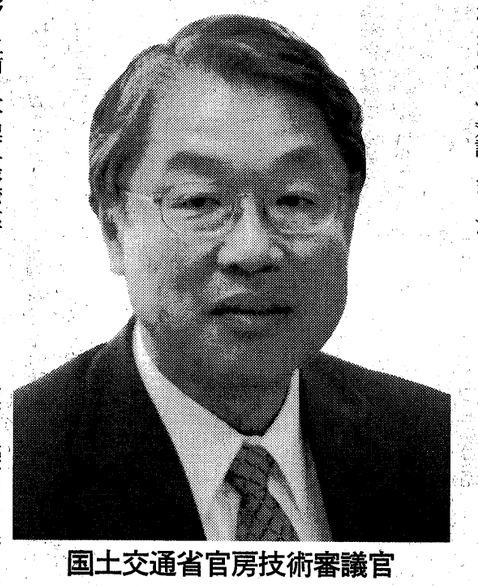

国土交通省官房技術審議官
関　克己氏

小野　三浦日大名誉教授が座長が務めた厚労省の「足場からの墜落防止措置に関する調査研究会」が、10月16日に開いた10回目の会合を経て、同省は報告書をまとめました。これにより、足場にかかわる墜落防止措置としての労働安全衛生の法律が、約60年ぶりに改正される方向になりました。

関　非常に大きな英断で画期的ですね。時代が変わり、経済や社会が大きく変化するとともに、技術革新が進んでいますが、意外と制度や仕組みは変わっていません。そこのところを変えないといけないことがたくさんあると思います。哲学が必要です。正しいものは正しいと判断しなければいけません。今回の報告書は、そういった意味で高く評価されるのではないでしょうか。

小野　国交省がいち早く、建設工事事故防止重点対策や工事共通仕様書で、ハード面では足場の全段に二段手すりとつま先板（幅木）を設置する「手すり先行工法に基づく働きやすい安心感のある足場」を義務化し、また、重点対策のソフト面では足場の安全点検を安全活動の評価としていただいたことが、今回の研究会で大きな役割を果たしてくれたものと思っています。国交省に感謝申し上げます。

関　災害や事故は、起きてからあわてて対応することが多いと言えます。本来は、未然に防がなければいけないことです。これらが実行に移されれば、足場からの事故は大きく減るでしょう。

世の中にはいろいろな仕組みやルールがあるため、現段階からなかなか次の段階に進めません。段階を進めるには、技術革新により安全の確保や生産性を上げることが不可欠です。安全の技術革新があったので、今回の報告書がまとまったと思います。

理念や安全教育は無論、重要ですが、注意してもしきれないところがあります。作業員が墜落・転落しないためのハード面とソフト面の対策が肝要になります。そこが今回の安全の技術革新です。安全とは、常に具体的なものでなければなりません。

技術革新や専門性を持った人が能力を発揮して、次に進めることができるエネルギーや具体的、科学的な事実を組合の皆様が確立したことで、次の段階への原動力になったと思います。新しい技術が現れたときに、みんなで共有化できる仕組みを考えることが次の仕事だと思います。

パイロット的に取り組むことでも、全体の平均値が上がるという効果があります。工事は現場条件が千差万別で、使っている技術も異なるので、安全対策も同一のレベルを確保することは難しいのが現実です。まず、パイロット事業で引っ張って、全体の水準を引き上げていくわけです。

小野　全く同感です。たとえばソフト面での足場の安全点検は、非常にエネルギーを要するものです。アクセスとしては過去8年間で仮設安全監理者（足場の安全点検者）を約3700人誕生させ、延べ5万8000現場の安全点検を実施し、これらの足場からは一人の死亡災害も発生させませんでした。これぞ技術審議官が言われる具体的で科学的な技術革新に相当するものです。そういう積み上げた実績が評価され、10回目の会合で厚労省から、仮設安全監理者は十分な知識と経験を有するものに該当します、と明言していただきました。アクセスの地道な努力が評価されたものとうれしく思っております。

関　それはよかったですね。国交省としても、「チェックリストに基づく足場の安全点検」を推進・評価するシステムを構築してきただけに、それは大きく評価している次第です。今後もますます推進していきたいと思います。

ところで、仮設安全監理者の講習会は1日ですか。

小野　組合員は、足場の点検の専門家として2日を義務付けております。ですが、ゼネコンの社員は施工管理技士や技術士、建築士などの国家資格を取得している方を対象に1日講習です。もちろん、テストに合格しなければいけません。もう、既にゼネコンのは〝正常化の偏見〟といいます。事故が毎日のように起きていても、自分だけは事故に遭わない。あるいは、大雨が降って危なくなったので避難勧告が出されたが、うちは大丈夫と思うことが人間の心理です。避難を指示しても、なかなか避難しない現象はこのためです。

小野　現場の作業員もそうです。自分が足場から落ちて死ぬようなことはないと思っています。しかし、統計的には落ちてけがや死亡災害が起きています。

関　ですから分析は非常に大事です。具体的に、こういう状況で事故が起きているという情報を開示することがとても重要なのです。開示された情報を発注者、受注者、専門工事業者がみんなで共有し、事故のない安心して働ける明るい建設産業を目指していかなければなりません。

小野　厚労省も、事故分析を行うシステムを構築し、それを行政に反映させていくことです。事故が起きた場合、軽傷か、重傷か、死亡かは紙一重です。死亡事故だけでなく、「ヒヤリハット」の事例も含め分析して、原因を究明し、改善することが大事です。

社会心理学の言葉でノーマルシー・バイアス、日本語では〝正常化の偏見〟といいます。事故が起きた場合、軽傷を明言されました。アクセスとしても審議官が言われる専門工事業者の立場で、安心の建設業へとまい進してまいります。本日は、内閣官房での経験や心理学まで、安全について幅広いお話しを聞くことができ、たいへん勉強になりました。

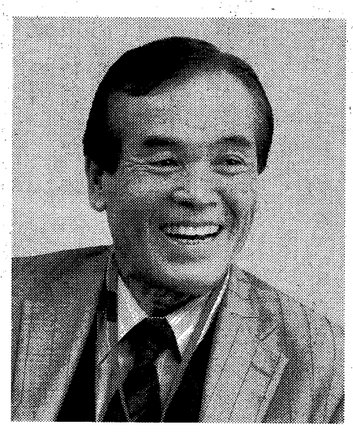

全国仮設安全事業協同組合
理事長
小野　辰雄

東広島商工会議所建設部会（小川隆治部会長）は10月30日、当組合中国支部（三宅弘子支部長＝写真＝）の協力のもと、広島県東広島市の同会議所で、「手すり先行工法の実演講習会」を開きました。講習会は、同部会から要請を受け、座学だけでなく、手すり先行工法の組み立て・解体を見学したいという要望に応え、41人が出席して開催。商工会議所主催の手すり先行工法実演研修会は今回が初めてです。

手すり先行工法の組立・解体実演講習

中国支部協力で商工会議所初の研修会

三宅支部長は、「10月16日に厚生労働省の『足場からの墜落防止措置に関する研究会』の第10回会合が開かれ、足場の安全の規制が強化される方向で提言されました。これを機会に皆さん、足場の安全をしっかりと順守し、現場の安全に努められることを希望します」とあいさつしました。講師は、当組合の柳井慎太郎仮設安全推進委員が担当、座学のあと移動して、「手すり先行工法に基づく働きやすい安心感のある足場」の組み立て・解体を実演しました。

厚労省「足場からの墜落防止措置に関する調査研究会」第10回議事録を公開

厚生労働省は、足場からの墜落災害などを防止する有効な対策を検討するために、同省の「足場からの墜落防止措置に関する調査研究会」（座長・三浦裕二日本大学名誉教授）で、延べ10回にわたる会議の結果、報告書をまとめ、10月16日開催の『第10回足場からの墜落防止措置に関する調査研究会議事録』を公開しました。今回はこの要点をまとめました。

足場からの墜落災害等を防止するための今後の対策について（提言）要旨

根拠資料：足場からの墜落防止措置に関する調査研究会報告書
10月16日開催　「第10回当該調査研究会議事録」

【策定にあたっての前提】

（１）国際的に遜色のない基準とする。
（２）国内の災害の発生状況を踏まえ、対策の充実を図る。

【対策の概要】

１　足場からの墜落防止措置等の充実の考え方

対象		対策の内容	措置
人の墜落防止	単管足場等	手すり(85cm 以上)及びさん(高さ 35cm～50cm の位置)を設置する。（同等の措置（パネル・金網等）を含む）	義務化（規則改正）
		※より安全な措置 ・幅木を設置する。	指導（安全衛生部長通達）
	わく組足場	交さ筋かいに、さん（15cm～40cm の位置）又は幅木（高さ 15cm 以上）を設置する。（同等の措置（パネル・金網・手すり枠等）を含む）	義務化（規則改正）
		※より安全な措置（次のいずれか） ・上さんを設置する。 ・手すり先行専用足場型の足場を設置する。 ・二段手すりと幅木の機能を有する改善措置機材を設置した足場を設置する。	指導（安全衛生部長通達）
	※より安全な措置（単管足場・わく組足場共通事項） ・足場の床材は建地と隙間をつくらないよう設置する。		指導（安全衛生部長通達）
物体の落下防止	幅木（高さ 10cm 以上）、防網又はメッシュシート（１類）を設置する。		義務化（規則改正）

①　単管足場等とは、一般的な単管足場だけを指しているのではなく、**鋼管、丸太等の１本の水平材で手すりが設置される単管足場、丸太足場、くさび緊結式足場等**、わく組足場を除いた足場の総称であり、**つり足場も含んでいる。**

②　足場からの墜落防止措置及び物体の落下防止措置の対策は、足場が躯体壁と 30 センチ以上あいていたり、あるいはまだ躯体壁が立ち上がってきていないのに足場が上へ上がっている場合（足場の最上段、壁の型枠が施工されていない、カーテンウオールなどの壁面が施工されていないなど）、**足場の躯体側（妻側含む）にも適用**される。（是正等の指導がなされます。）

③　イベント関係のやぐら、観覧席及び型枠支保工、ベント等の構造物に対して付随して設ける足場も当該措置が適用される。

２　足場組立工法のあり方についての考え方

（１）「手すり先行工法に関するガイドライン」の改正
建設工事の全て（造船を除く）の足場に適用する。

※改正ポイント
・「足場からの墜落防止措置等の充実の考え方」の『より安全な措置』を実施した“働きやすい安心感のある足場”とする。
・「軒の高さ 10m未満の木造家屋等低層住宅建築工事」についても、手すり先行工法に関するガイドラインの適用対象とする。
・プラント建設工事、イベントで使用される足場等も含まれる。
・メッシュシート及び安全ネットはガイドラインの改善措置機材としては位置づけずに、改善措置機材を設置した上で、これを補完する機材として示す。

（２）「手すり先行工法安全対策推進事業」の推進
民間工事での採用を促進するため、事業内容、対象現場数を充実・拡大する。

３　足場の安全点検を充実する考え方

（１）足場の組立て・変更時点検の充実

①　足場の点検結果について、当該足場を用いる**仕事が終了するまでの間、記録し保存することを義務付ける。**

仕事が終了するまでの間：元方事業者にあっては、現場が終了するまでの間（竣工まで）

②　点検の実施者については、原則として、足場の組立て等作業主任者、元方安全衛生管理者等であって、足場の点検について、安衛法第１９条の２に基づく足場の組立て等作業主任者能力向上教育を受講している等十分な知識、経験を有する者を指名することを指導する。

☆十分な知識、経験を有する者として全国仮設安全事業協同組合が現在行っている仮設安全監理者特別教育受講者（仮設安全監理者）も含まれており、仮設安全監理者資格を有する一・二級及び木造建築士、一・二級建築施工管理技士、一・二級土木施工管理技士、技術士等も点検の実施者に該当する。

なお、全国仮設安全事業協同組合は、**労働安全衛生法　第 19 条の２**「能力向上教育」の第３項「厚生労働大臣は、前項の指針に従い、事業者又はその団体に対し、必要な指導等を行うことができる」とある規定**に基づく大臣の指導を受ける団体**です。

③　**点検者の職氏名を記入する**足場の種類別・機材別のチェックリストにより点検するよう指導する。

☆足場の種類別・機材別のチェックリストとして、全国仮設安全事業協同組合が認証した「機材別点検表」（７０種類）も該当する。

（２）作業開始前点検の義務化
作業を行う足場の部分について、作業を開始する前に、手すり等の取り外し及び脱落の有無を点検し、異常を認めたときは、直ちに補修することを義務付ける。
作業開始前点検は、職長等当該足場を使用する労働者の責任者から指名するよう指導する。

【１・２・３に挙げる対策の共通事項】

※上記１，２，３の何れについても負傷災害を含め毎年データを蓄積・分析し、結果を公表するとともに３年後を目処に措置の効果等を検討し、必要があると認められるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずる。
但し、人命に著しい問題が発生した場合は、速やかに対処する。

４　その他
足場と同様の墜落災害防止措置の規定がある架設通路及び作業構台についても、手すり及び点検の規定について上記１及び３と同様の充実・強化を図る。